

1970年大阪万博50周年記念特別展覧会企画運營業務 に係る企画提案公募要領

大阪府では、「日本万国博覧会記念公園の活性化に向けた将来ビジョン（2015年11月）」のもと、1970年に開催された日本万国博覧会の遺産の継承及び同博覧会の成功を記念して整備された万博記念公園を、日本を代表する世界第一級の文化・観光拠点として確立することをめざすため、50周年となる2020年3月を前に「1970年大阪万博50周年記念特別展覧会」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

「1970年大阪万博50周年記念特別展覧会企画運營業務」事業

(1) 事業の趣旨・目的

2020年は、1970年に開催された大阪万博から50年という節目の年であり、大阪府では50周年を記念したイベントを企画しています。その一つとして、50周年を記念する特別展覧会を東京都内の屋内展示施設で開催します。

本展覧会の開催を通じて、1970年大阪万博の魅力を再発見し、万博記念公園への更なる誘客を図ります。あわせて、2025年に開催予定の大阪・関西万博の機運醸成につなげていきます。

(2) 事業概要

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

46,000千円（税込）

2 スケジュール

2019年4月15日（月）	公募・質問受付開始
2019年4月22日（月）	説明会開催・貸与物品の確認
2019年4月26日（金）	質問締め切り
2019年5月17日（金）	貸与物品の確認締め切り
2019年5月17日（金）	提案書類提出締め切り
2019年5月末	選定委員会
2019年6月上旬	契約締結
2019年11月～2020年2月（10日間程度）	展覧会事業
2020年3月25日（水）	事業終了・事業報告書提出期限

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2019年4月15日（月）から2019年5月17日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府府民文化部府民文化総務課 企画グループ 万博記念公園担当

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎38階

電話：06-6210-9303

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/specialexhibition/index.html>）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

2019年5月16日（木）及び2019年5月17日（金）

（午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：原本1部、コピー5部）

イ 企画提案書（様式2・3：原本1部、コピー5部）

ウ 応募金額提案書（様式4：原本1部、コピー5部）

エ 事業実績申告書（様式5：原本1部、コピー5部）

オ 共同企業体で参加の場合

- ①共同企業体届出書（様式 6：原本 1 部）
- ②共同企業体協定書（写し）（様式 7：1 部）
- ③委任状（様式 8：原本 1 部）
- ④使用印鑑届（様式 9：原本 1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 10：原本 1 部）
- キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）
- ク ①法人登記簿謄本（1 部）
 - ・法人の場合に提出してください。
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
 - ④上記①から③の適正性を確認するための外部監査報告書又は税務申告書等
- サ 障害者雇用状況報告書の写し（1 部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 45.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

<記入例> 「1970年大阪万博50周年記念特別展覧会企画運營業務」提案書
株式会社 ○○（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

2019年4月22日（月） 午前11時から午前12時まで（1時間程度）

(2) 開催場所

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所4階 第一応接室

住所：大阪府吹田市千里万博公園1-1



<大阪府日本万国博覧会記念公園事務所への行き方>

- ・大阪モノレール「万博記念公園」駅下車、南へ徒歩約5分（4階建てのビル）
- ・有料駐車場あり 中央駐車場（時間制）

ア 申込方法

「様式 11」事業者向け説明会参加申込書に記載して電子メール（メールアドレス：fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）により申し込みしてください。電子メールには、会社名、参加者名、連絡先を記入のうえ、「件名」の始めに「【説明会申込】1970年大阪万博50周年記念特別展覧会企画運營業務事業」と明記して申し込みしてください。なお、送信後、電話で着信を確認してください。

イ 申込先

上記「4 (1) イ」

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、1 事業者につき 2 名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

2019 年 4 月 19 日（金） 午後 5 時まで

※説明会当日は公募要領や仕様書等の資料は配布しないので、事前に入手したものを各自持参してください。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募開始日から 2019 年 4 月 26 日（金） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

※「件名」の始めに「【質問】1970 年大阪万博 50 周年記念特別展覧会企画運営業務事業」と明記し、質問内容を「様式 12」質問票に記載して添付してください。

※電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

(3) 回答方法

質問への回答は、2019 年 5 月 9 日（木）までに大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/specialexhibition/index.html>）へ掲示することとし、個別には回答しません。

7 貸与物品の確認

(1) 確認期間・場所

2019 年 4 月 22 日（月）から 2019 年 5 月 17 日（金）まで

（午前 10 時から午後 5 時まで）

大阪府日本万国博覧会記念公園事務所 4 階

住 所：大阪府吹田市千里万博公園 1 - 1

(2) 申込方法

「様式 13」貸与物品の確認申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（メールアドレス：fuminsomu@sbox.pref.osaka.lg.jp）で送信してください。

※「件名」の始めに「【貸与物品確認】1970 年大阪万博 50 周年記念特別展覧会企画運営業務事業」と明記し、様式 13 に記載して添付してください。

※電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

※本公募に係る質問の受付は 2019 年 4 月 26 日（金）までです。

8 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2) の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。(※実施基準8 (5) 参照のこと)

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
コンセプト・展示内容と集客性(仕様書2(1)参照)	○コンセプトは、1970年大阪万博を知らない層やインバウンドに対しても強く訴求するものとなっているか。 ○展示内容は、1970年大阪万博と親和性、ストーリー性のあるものとなっているか。また、集客性のあるものとなっているか。	40点
開催場所(仕様書2(2)参照)	○交通アクセスがよいなど集客性のある展示会場が提案されているか。 ○展覧会の会場計画ラフ案及び収支見込みは妥当か。	15点
広報業務(仕様書2(3)参照)	○活用する発信媒体が適切であり、露出見込みは魅力的な内容となっているか。	15点
実現可能性(仕様書2(4)参照)	○事業全体を実現できる計画性を有しているか。 ○同等の展覧会の運営実績があり、展覧会を円滑に実施できる事業実施体制となっているか。	20点
価格点	(価格点の算定式) 満点(10点) × (提案価格のうち最低価格 ÷ 自社の提案価格)	10点
合計	100点	

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部府民文化総務課のホームページ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/specialexhibition/index.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他

最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

- ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (8) (7) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
- イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請（国（公社及び公庫を含む。）又は地方公共団体と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
- ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。